

# 公益社団法人日本地震学会通常代議員選挙規則

2019年10月3日改正

2021年9月9日改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「本会」という。）代議員選挙規則の定めるところに基づき、通常代議員選挙に関する事項について定めるものとする。

## (細則への委任)

第2条 通常代議員選挙の実施に関する事項は、この規則によるほか、本会通常代議員選挙実施細則の定めるところによる。

## (選挙の管理)

第3条 通常代議員選挙は、選挙管理委員会が、これを管理する。

2 選挙管理委員会の任務、組織、運営、委員の選任・任期、その他の必要事項については、理事会の決議により別に定めるものとする。

## (天災事変等の際の措置)

第4条 天災事変、その他避ける事のできない事故の場合には、本規則の定めにかかわらず、選挙管理委員会は、会長の承認を得て、選挙の実施のために必要最小限の措置を採ることができる。

2 前項の措置を行う場合は、選挙管理委員会は、措置の内容を速やかに正会員に通知する。

## (選挙権及び被選挙権)

第5条 投票締切日の前月1日から引き続き投票締切日まで正会員である者は、通常代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

2 前項の被選挙権を有する正会員は、通常代議員選挙に立候補したものとみなす。選挙管理委員会が定める日までに立候補しない旨を選挙管理委員会に書面により申し出た者はこの限りではない。

## (代議員選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は、投票方法、投票期間を定め、次期通常代議員の所定数を合わせて、正会員に事前に告示する。

## (選挙の方法)

第7条 通常代議員選挙における選挙は、投票により行う。

(投票の方法)

第8条 選挙は、選挙管理委員会が別途定める方法によって行う。

- 2 電子投票を行う場合は、使用するシステムへのログイン方法を選挙管理委員会が定める方法により正会員へ通知する。
- 3 郵送による投票の場合は、投票用紙と郵送用封筒を選挙管理委員会が正会員に郵送する。
- 4 正会員は投票締切日までに所定の方式に従って投票を行う。
- 5 投票は、代理人によって行うことができない。

(候補者及び有権者名簿)

第9条 選挙管理委員会は、投票締切日の前月1日現在での正会員名簿に基づいて候補者及び有権者名簿を作成し、投票期間中は本会事務所にこれを備え付け、会員の閲覧に供する。候補者名簿及び有権者名簿には、候補者及び有権者氏名、選挙用番号を記載する。

(候補の辞退)

第10条 通常代議員の候補者たる正会員は、投票開始日の前日までに選挙管理委員会に申し出ることにより、候補の辞退をすることができる。

(開票)

第11条 選挙管理委員会は、投票期間の終了後速やかに開票する。

(投票の無効等)

第12条 以下の投票は無効とする。

- (1) 所定の方式に従って投票を行っていないもの。
- (2) 不正に投票を行っているもの。
- (3) 郵送による投票の場合は、投票内容が判読できないもの。ただし当該記載以外は無効とする。
- (4) 郵送による投票の場合は、同一の選挙用番号が重複しているもの。ただし、当項目の規定に反しない限りにおいて、その一つを有効とする。

その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの。

(当選者の決定)

第13条 有効投票の多数を得た者から、役員代議員当選者を除き、順次所定数に充つるまで当選者とする。

- 2 得票数が同じであるときは、年少者を上位とする。

(選挙結果の通知)

第 14 条 選挙管理委員会は、当選者の確定後速やかに正会員に選挙結果を通知する。

(選挙に関する禁止事項)

第 15 条 会員は、選挙に関し以下の行為をしてはならない。

- (1) 利益の供与もしくは供応をし、またはその約束をすること。
- (2) 正会員の承諾を得ずに、その自宅または事務所を訪問すること。
- (3) 深夜、早朝に会員の自宅に電話をするなど著しく会員の迷惑になる方法で連絡すること。
- (4) 候補者に関し、誹謗中傷し、または虚偽の事実を公表すること。
- (5) 対価を与えて新聞、雑誌等に候補者に関する記事または広告を掲載させること。
- (6) 前号に定めるほか、選挙の公正を害し、著しく会員に迷惑を及ぼし、または会員としての品位を害する行為を行うこと。
- (7) 次条に定める選挙運動期間以外に選挙運動を行うこと。

(選挙運動期間)

第 16 条 選挙運動期間は、役員代議員選挙の選挙運動期間と同期間とする。

(規則の改廃)

第 17 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関連法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。